

## 羽村市社会教育委員の会議の傍聴に関する定め

(趣旨)

第1条 この定めは、羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、羽村市社会教育委員の会議（以下、「会議」とする。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は定めないこととする。

(傍聴の事前周知)

第3条 会議を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他必要な事項を広報紙及びホームページ等を利用し、事前に市民に周知するなど市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

(傍聴の手続き)

第4条 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、羽村市社会教育委員の会議傍聴人名簿に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第5条 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

(会議場への入場禁止)

第6条 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他により発言への賛否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行を妨げる言動をしないこと。
- (3) 傍聴により知り得た情報を基に、会議若しくは特定委員を中傷するような行為又は類する行為を行わないこと。
- (4) 傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。
- (5) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 帽子、腕章、鉢巻き等を着用しないこと。

(傍聴人の退場)

第8条 議長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第9条 議長は、会議に諮り、出席委員の過半数が必要と認めたときは、その日の会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この定めによるもののほか、会議の傍聴等に関し必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この定めは、平成20年5月21日から施行する。